（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第二項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会が行っている業務については、当該業務に係る保証契約の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

告示

○総務省　経済産業省告示第六号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十三年九月二十六日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十月六日

総務大臣　川端　達夫
法務大臣　平岡　秀夫
経済産業大臣　枝野　幸男

1　認定認証業務の名称　ビジネス認証サービス　タイプ1
2　認定認証業務を行う者の名称　日本商工会議所
3　認定認証業務を行う者の住所　東京都千代田区丸の内三丁目2番2号
4　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－1で変換した値(16進数)
AC88　93A9　A7B7　0CCE　7994　18F2　EB00　D752　4875　12B0

○外務省告示第三百四十二号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十三年十月六日

外務大臣　玄葉光一郎

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
モンゴル国立人形劇場音響及び照明機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文（平成二十一年一月二十二日付け）	平成二十二年三月十一日	平成二十二年四月三十日
国立ロス・アンデス大学セサル・レンヒフォ劇場音響及び視聴覚機材並びに楽器整備計画のための贈与に関する日本国政府とベネズエラ・ボリバル共和国政府との間の交換公文（平成二十年十一月七日付け）	平成二十二年三月二十四日	平成二十三年三月三十一日
文化省エンリキージョ・サンチェス講堂音響及び照明機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の交換公文（平成二十年十月二十三日付け）	平成二十二年三月十九日	平成二十三年三月三十一日

○農林水産省告示第千九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡九重町大字町田字城平四一九五、四一九六の四、四一九六の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城平四一九五（次の図に示す部分に限る。）、四一九六の四、四一九六の五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町中摩字松ケ迫二四五九、二四六一の一、二四六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字栃木字蜂巣七六六の一・七八三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七八五、七八六の一（次の図に示す部分に限る。）、山国町宇曽字内ケ迫一五四〇の一、一五四二、字北市ケ迫一五四五、山国町中摩字麦迫四五四、字中園ノ上二六三九から二六四一まで、字城台二七一八、二七二四、二七三〇、二七三二、二七三三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市大山町西大山字長尾ノ上一二二〇、一二三八、一二四〇、一二四二から一二四六まで、字立石一二二九、字長尾一二五二の一、一二七九の一、一二八五、字地蔵ノ元一二八八の二、字打越一三三八の一、上津江町川原字下ノソノ一一七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長尾ノ上一二四二・一二四三・字立石一二二九・字下ノソノ一一七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）